



令和4年8月9日
水管理・国土保全局河川環境課

新たな『水辺を活かしたまちづくり』が始動

～全国8箇所の「かわまちづくり」計画を新規登録！～

国土交通省では、水辺を活かして地域の賑わい創出を目指す取組“かわまちづくり”を推進するため、平成21年度に「かわまちづくり」支援制度を創設し、市町村等からの申請にもとづき計画の登録を行い、ハード・ソフト両面から支援を行っています。

本日、**市町村等から新たに申請のあった8箇所の「かわまちづくり」計画を登録**(別紙①～③参照)し、合計で252箇所となりました。

この取組に対し、国土交通省では、親水護岸などのハード整備のほか、河川空間へのオープンカフェの設置をはじめとした、地域のニーズに応じて河川空間の多様な利用を可能とする「都市・地域再生等利用区域」の指定を行うなどのソフト対策の支援を実施します。

《 かわまちづくり 》

“かわまちづくり”とは、地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、地域活性化や観光振興などを目的に、市町村や民間事業者、地域住民等と河川管理者が各々の取組みを連携することにより、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間を形成し、河川空間を活かして地域の賑わい創出を目指す取組です。

《 「かわまちづくり」支援制度の活用事例(過去の採択事例) 》

名取川(宮城県名取市)



関上地区かわまちづくり

道頓堀川(大阪府大阪市)



大阪市かわまちづくり

添付資料

- | | |
|-----|----------------|
| 別紙① | 新規登録箇所一覧 |
| 別紙② | 新規登録箇所図 |
| 別紙③ | 各計画の概要 |
| 参考 | かわまちづくり支援制度の概要 |

問い合わせ先:

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
課長補佐 村山 弘晃(内線35-432)
係長 坂本 いづる(内線35-433)
代表 03-5253-8111
直通 03-5253-8447
FAX 03-5253-1603

全国のお取組みは以下のホームページでも確認いただけます。

《 かわまちづくりHP: <https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/> 》

令和4年度「かわまちづくり」計画の新規登録箇所一覧

別紙①

所管窓口 (整備局名)	登録箇所名	推進主体 (申請者)	事業実施箇所					備考
			都道府県	市区町村	水系名	河川名	河川管理者	
北海道開発局	えべつし 江別市かわまちづくり	えべつし 江別市	ほっかいどう 北海道	えべつし 江別市	いしかりがわ 石狩川	ちとせがわ 千歳川	国土交通省北海道開発局札幌開発建設部江別河川事務所	別紙③-1
関東地方整備局	やちほ ちく 八千穂地区かわまちづくり	さくほまち 佐久穂町	ながのけん 長野県	さくほまち 佐久穂町	しなのがわ 信濃川	おおししがわ 大石川	長野県	別紙③-2
中部地方整備局	たじみ 多治見かわまちづくり(上流区間)	たじみし 多治見市	ぎふけん 岐阜県	たじみし 多治見市	しょうないがわ 庄内川	ときがわ 土岐川	国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所	別紙③-3
近畿地方整備局	かこがわし 加古川市かわまちづくり	かこがわし 加古川市	ひょうごけん 兵庫県	かこがわし 加古川市	かこがわ 加古川	かこがわ 加古川	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所	別紙③-4
近畿地方整備局	よどがわ かせんじき じゅうそう 淀川河川敷十三エリアかわまちづくり	おおさかし 大阪市	おおさかふ 大阪府	おおさかし 大阪市	よどがわ 淀川	よどがわ 淀川	国土交通省 近畿地方整備局淀川河川事務所	別紙③-5
中国地方整備局	ますだし たかつがわ 益田市高津川かわまちづくり	ますだし 益田市	しまねけん 島根県	ますだし 益田市	たかつがわ 高津川	たかつがわ 高津川、 ひきみがわ 匹見川	国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所	別紙③-6
中国地方整備局	やかげちよう おだがわ あらしやま 矢掛町小田川(嵐山)かわまちづくり	やかげちよう 矢掛町	おかやまけん 岡山県	やかげちよう 矢掛町	たかはしがわ 高梁川	おだがわ 小田川	岡山県	別紙③-7
九州地方整備局	おおいたがわ かりゆういき 大分川下流域かわまちづくり	おおいたし 大分市	おおいたけん 大分県	おおいたし 大分市	おおいたがわ 大分川	おおいたがわ 大分川	国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所	別紙③-8

**えべつし
江別市かわまちづくり**

石狩川水系千歳川[国管理]
北海道江別市

◎「かわまちづくり」計画の登録箇所数

R3.8末の 登録箇所数	R4.8時点の 登録箇所数
244	+8 → 252

**たじみ
多治見かわまちづくり(上流区間)**

庄内川水系土岐川[国管理]
岐阜県多治見市

**ますだしたかつがわ
益田市高津川かわまちづくり**

高津川水系高津川、匹見川[国管理]
島根県益田市

**かこがわ
加古川市かわまちづくり**

加古川水系加古川[国管理]
兵庫県加古川市

**おおいたがわりゅういき
大分川下流域かわまちづくり**

大分川水系大分川[国管理]
大分県大分市

**やちほ
八千穂地区かわまちづくり**

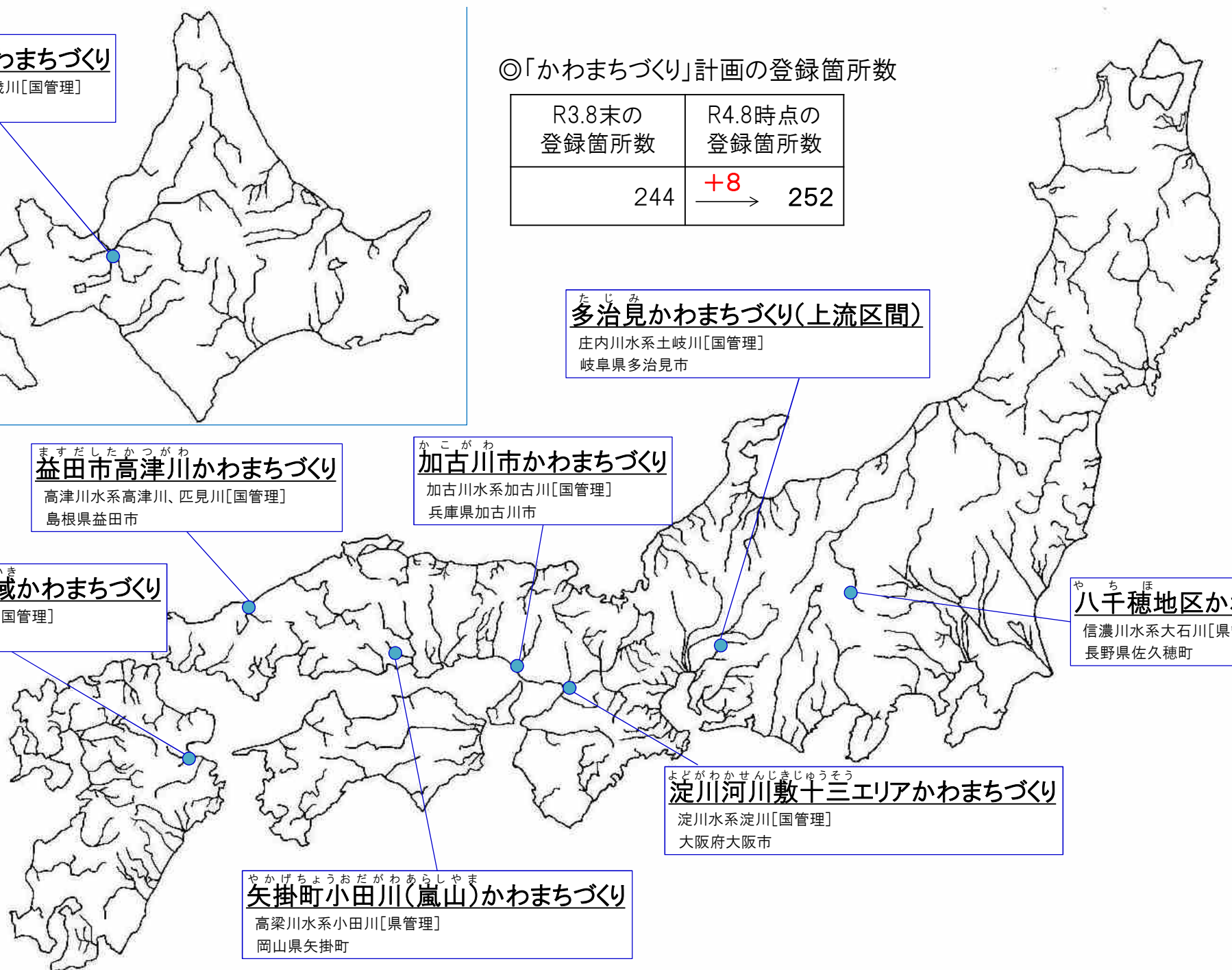
信濃川水系大石川[県管理]
長野県佐久穂町

**よどがわかせんじまじゅうそう
淀川河川敷十三エリアかわまちづくり**

淀川水系淀川[国管理]
大阪府大阪市

**やかげちょうおだがわあらしやま
矢掛町小田川(嵐山)かわまちづくり**

高梁川水系小田川[県管理]
岡山県矢掛町



「江別市かわまちづくり」(北海道江別市)

別紙③-1

対象河川：一級河川 いしかりがわ 石狩川水系 ちとせがわ 千歳川【国管理河川】

市町村名：北海道江別市

推進主体：江別市



1. 概要

江別市では「江別市都市計画マスタープラン」に基づき、江別駅周辺の歴史性や界索性、良好な河川環境等の特性を活かした地域の魅力向上を目指して、重要な地域資源である千歳川と共存した地域づくりを推進しています。

この取組を充実させるため、本計画では、石狩川合流点付近の千歳川の水辺整備を行い、水辺・周辺の歴史的建造物・まちをつなぐことで、まちなかの回遊性・親水性を高め、賑わいの創出による地域の活性化を図ります。

国土交通省では、この取組に対し、必要な河川管理施設の整備のほか、河川空間において営利活動を実施する場合には、河川占用敷地許可準則22条に基づく、都市・地域再生等利用区域の指定等の支援を実施していきます。

2. ハード施策の内容

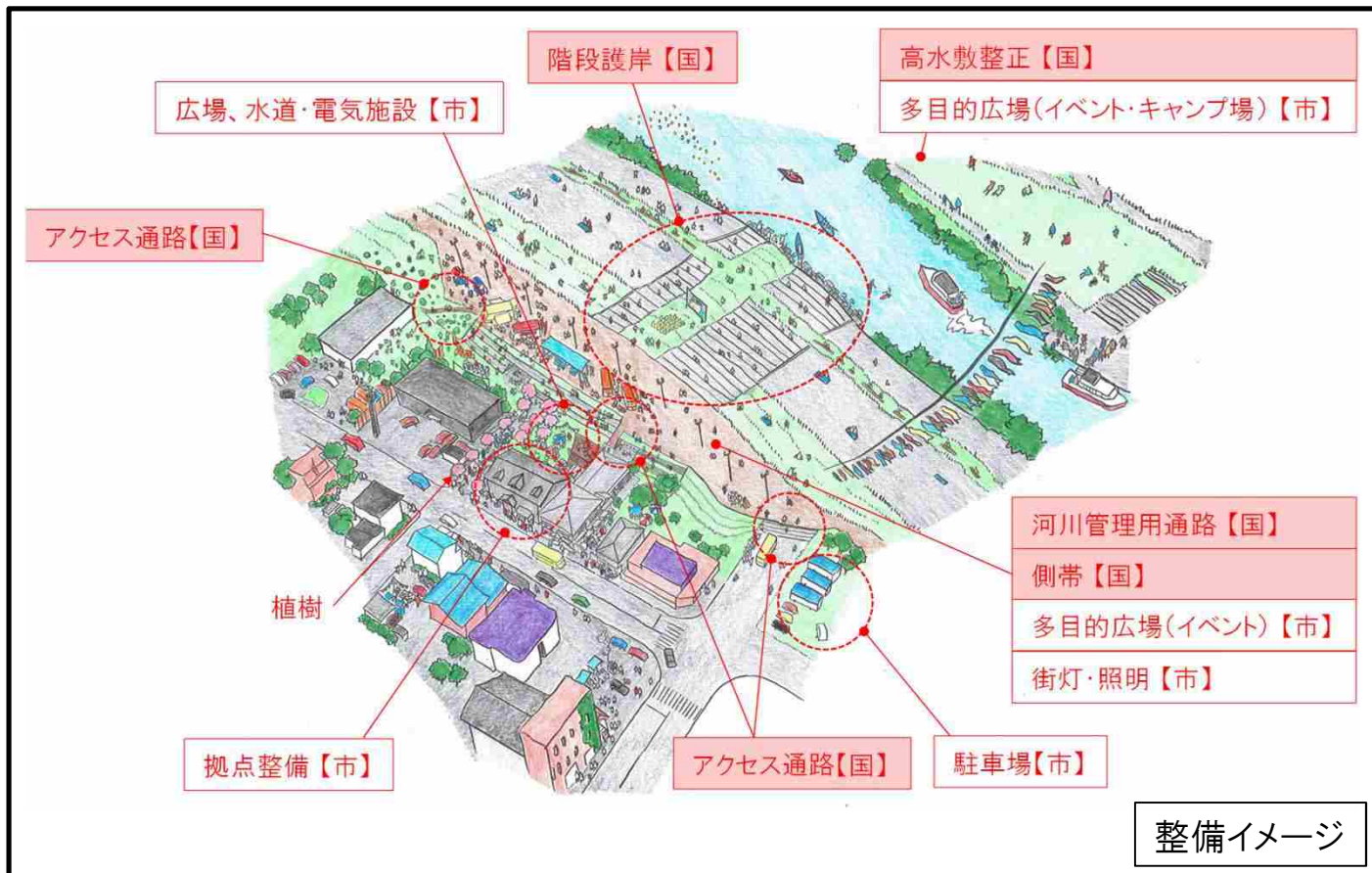
国土交通省：側帯、階段護岸、高水敷整正、河川管理用通路、アクセス通路

江別市：拠点整備、多目的広場、駐車場、街灯・照明、水道・電気施設

3. ソフト施策の内容

国土交通省：都市・地域再生等利用区域の指定 等

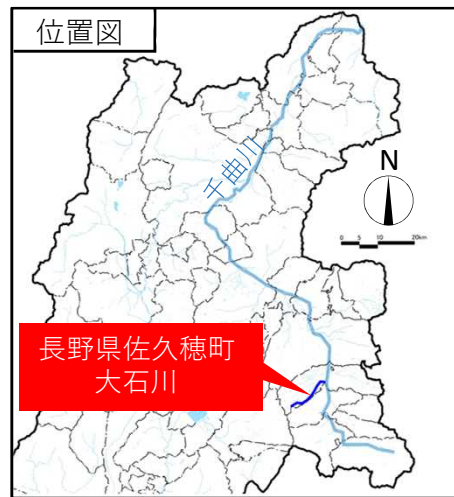
江別市：千歳川の水辺空間を活用した新たなイベントや冬のアクティビティ等の企画、水辺・歴史的建造物・まちをつなぐ広域周遊観光コースの設定 等



※今後、工事实施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

「八千穂地区かわまちづくり」(長野県佐久穂町)

対象河川 : 1級河川 信濃川水系大石川 【長野県管理河川】
市町村名 : 長野県南佐久郡佐久穂町
推進主体 : 佐久穂町 (佐久穂町かわまちづくり協議会)



1. 概要

佐久穂町では、中部横断自動車道八千穂高原ICの東、約400mに位置する国道299号沿いに地域産業の振興、交流人口の拡大と合わせ、子育て支援・防災等地域住民の暮らしにも役立つ道の駅「八千穂高原」(仮称)を計画しています。

あわせて、漁業組合との連携や民間事業者の参画に関するサウンディング型市場調査なども実施し、水辺の多様主体の利用により、道の駅施設も活かした賑わい創出手法の具体化にも取り組んでいます。

2. ハード施策の内容

長野県 : 親水護岸・階段 等 佐久穂町 : 階段 遊歩道 案内看板 等

3. ソフト施策の内容

長野県 : 都市・地域再生等利用区域の指定 等
佐久穂町 : 町内関係者との連携による水辺体験交流機会の構築 (つり体験・水辺学習他) 等

【佐久穂町】

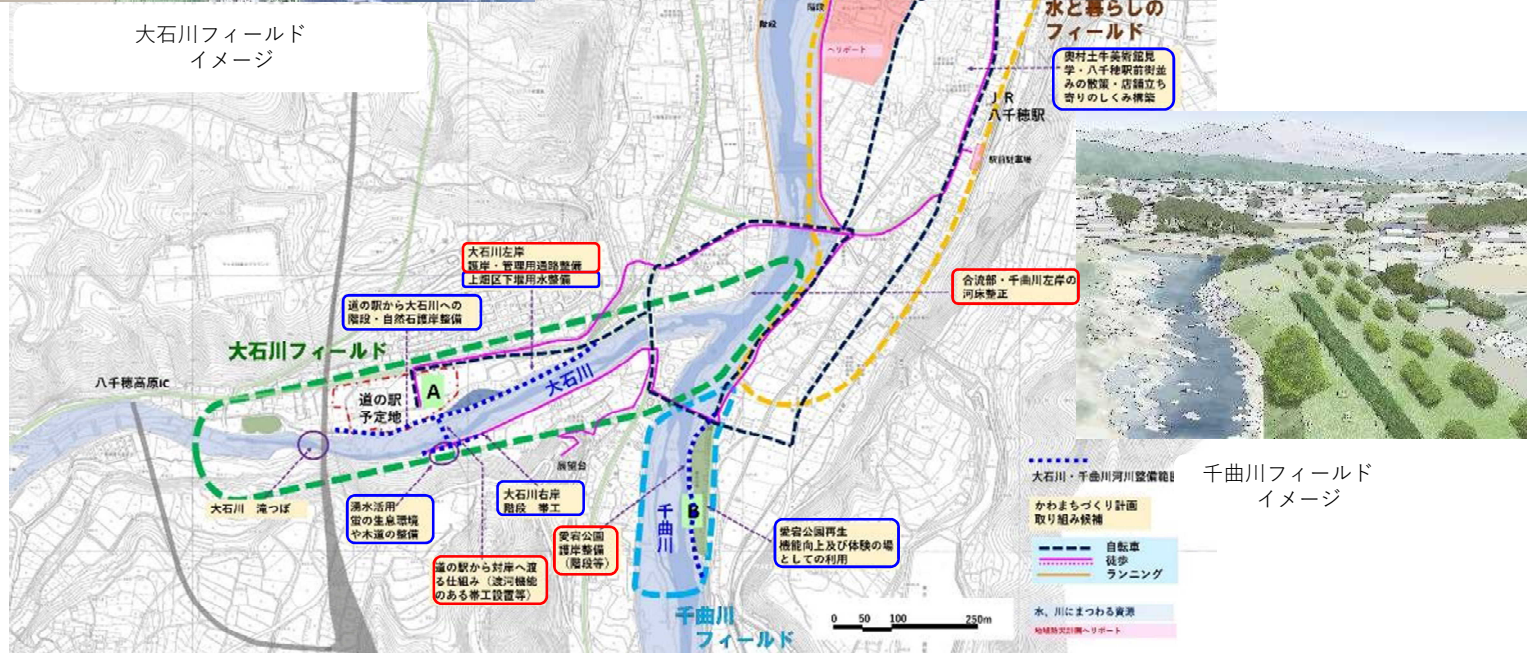
- 大石川フィールド
水遊び等のイベント、蜚蚕成環境保全、遊歩道など
千曲川フィールド
スポーツ体験、環境学習、駐車場整備など
水と暮らしのフィールド
健康づくり、まちあるき、駐車スペース案内など
散策・サイクリング、コース案内板など

【長野県】

- 親水護岸及び階段工、帯工、管理用道路、河床整理、コース案内板



大石川フィールドイメージ



※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

「多治見かわまちづくり(上流区間)」(岐阜県多治見市)

別紙③-3

対象河川：一級河川 庄内川水系土岐川 【国管理河川】

市町村名：岐阜県多治見市

推進主体：多治見市・多治見市かわまちづくり協議会



1. 概要

多治見市では、平成21年5月(変更:平成24年2月)のかわまちづくり計画により、土岐川の下流区間(大原川合流点付近～記念橋)において散策ルートやオープンスペースの水辺整備を進め、駅や商店街、医療・福祉拠点と川が効果的につながり、人々が憩える交流の場として活用を図っています。

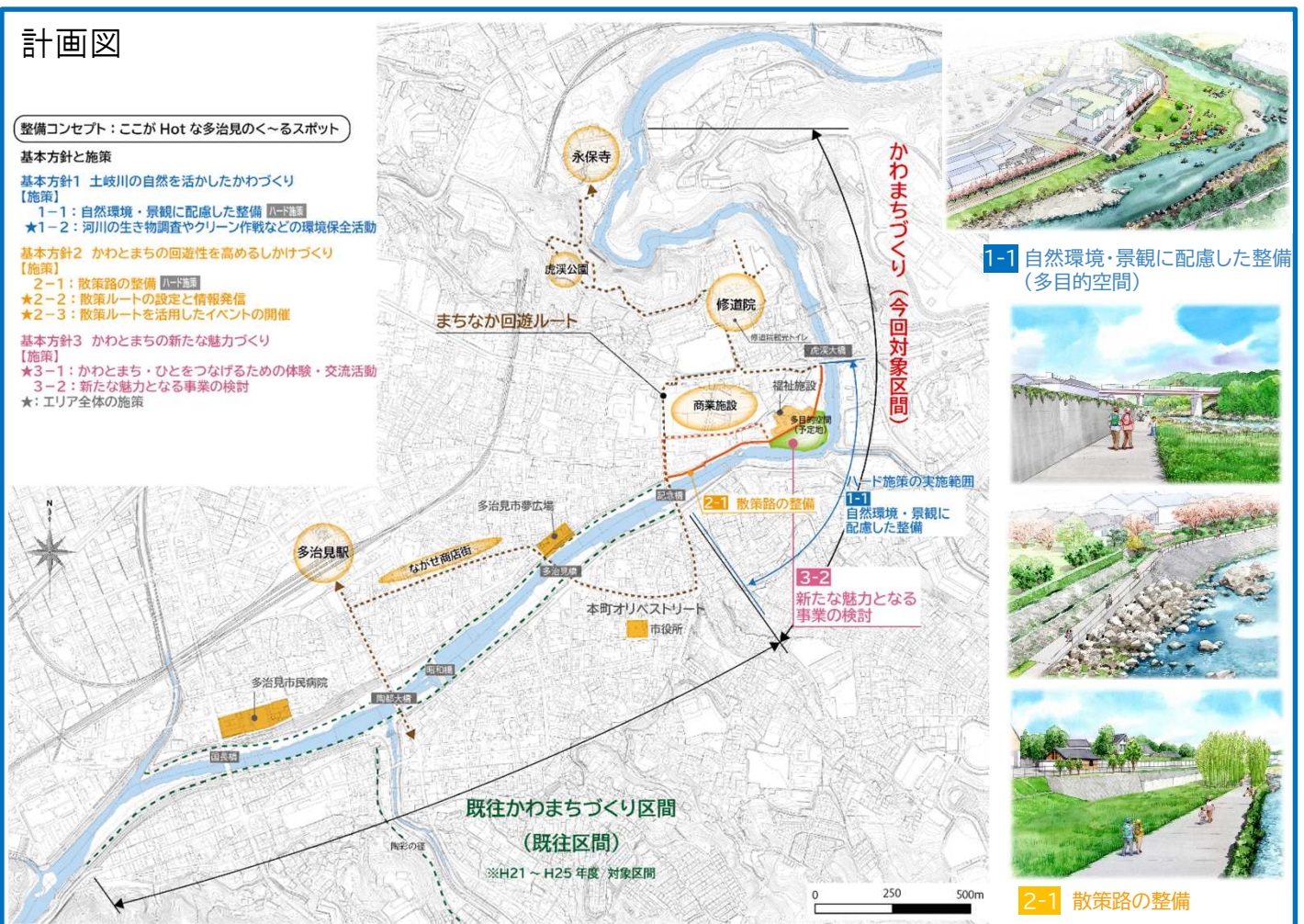
さらにこの取組を充実させ、上下流区間の連続性・観光拠点を含めたまち全体の周遊性や、新たな魅力創出を図るため、「ここがHot な多治見のく～るスポット」をコンセプトに、散策路や多目的空間の整備、新たな魅力づくりを実施していきます。国土交通省では、この取組に対し、必要な河川管理施設の整備のほか、今後の利活用にむけた必要な支援を実施していきます。

2. ハード施策の内容

国土交通省:築堤護岸、多目的広場(基盤)等 多治見市:駐車場、張芝、舗装等

3. ソフト施策の内容

多治見市・多治見市かわまちづくり協議会:環境保全活動、情報発信、今後の利活用・維持管理方策の検討等



※今後、工事实施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

「加古川市かわまちづくり」(兵庫県加古川市)

別紙③-4

対象河川：1級河川 加古川水系加古川【国管理河川】

市町村名：兵庫県加古川市

推進主体：加古川市、加古川市かわまちづくり協議会



1. 概要

加古川市では市街地からほど近いところを加古川が流れており、河川敷には公園やマラソンコースが整備されており、市内外の人々の憩いの場となっている。また、周辺には加古川駅、大型商業施設・加古川中央市民病院が位置しており、同地区には市内外から多くの人々が訪れている。

本計画では、加古川駅から歩いて行ける河川空間を、「ひと」がやすらぎ「まち」がにぎわい「自然」で憩える“ウェルネス都市加古川”の快適拠点として新たに整備し、周辺施設を巻き込み回遊性の高い歩行者ネットワークの形成を目指す。

河川管理者は、この取組に対し、必要な河川管理施設を整備するほか、河川空間において営業活動を実施する場合には、河川敷地占用許可準則22条に基づく、都市・地域再生等利用区域の指定等の支援を実施していく。

2. ハード整備の内容

国土交通省：法面(階段状)、護岸(階段状)等

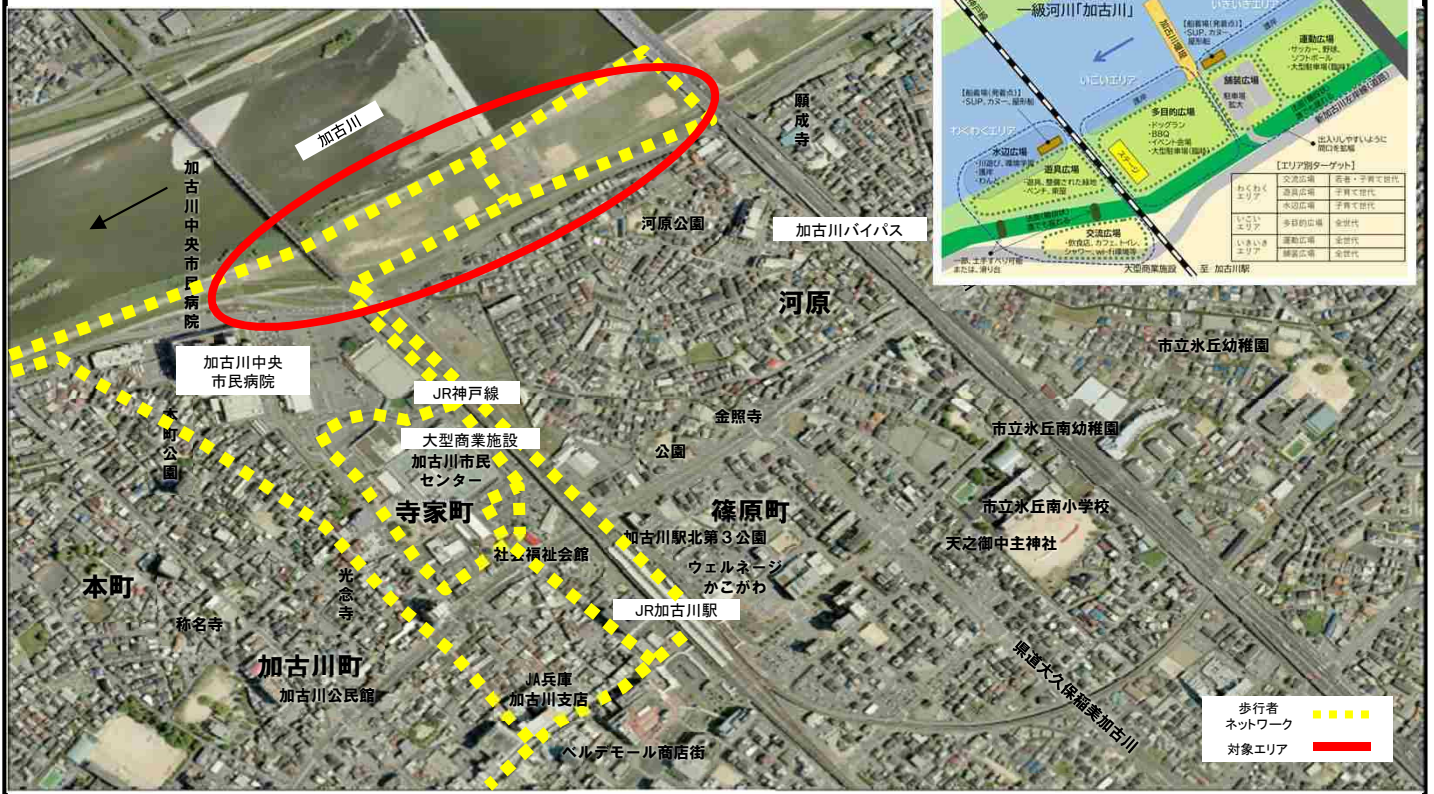
加古川市：賑わい拠点の基盤整備、広場整形、駐車場の整備、案内看板等

3. ソフト施策の内容

国土交通省：都市・地域再生等利用区域の指定

加古川市・民間事業者等：堤内地における賑わい拠点施設等の整備・運営、多様な実施主体によるイベント利用の促進、各種事業等

「かわまちづくり計画」対象エリア
(加古川駅周辺地区加古川河川敷)

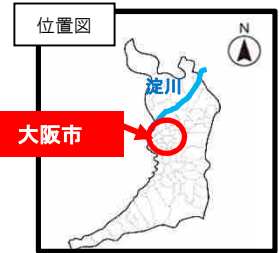


※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合がある。

「淀川河川敷十三エリアかわまちづくり」(大阪府大阪市)

別紙③-5

対象河川 : 一級河川 よどがわ よどがわ 淀川水系淀川 【国管理河川】
おおさかふ おおさかし
 市町村名 : 大阪府大阪市
おおさかし よどがわかせんじきじゅうそう みりよくこうじょうきょうぎかい
 推進主体 : 大阪市、淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会



1. 概要

大阪市淀川区は、淀川区役所跡地にて図書館・住宅・専門学校・スーパー等の複合施設の整備を進めるなど、十三エリアの一体的な魅力向上に取り組んでいる。令和2年3月リリースの、新大阪駅周辺地域の20年から30年先を見据えた新しいまちづくりのコンセプトとなる「新大阪駅周辺地域都市再生緊急整備地域 まちづくり方針の骨格」の中では、「水都大阪らしい淀川を活用した舟運・レジャー施設」の導入が期待されている。

上記のような状況をふまえ、淀川区は2025年に開催される大阪・関西万博を視野に入れつつ、「子どもから大人まで多様な人が自然に集い、交流の輪が広がり、人が繋がる河川敷」をコンセプトに、民間事業者の意見を聞きながら、淀川河川敷十三エリアの魅力向上のための都市空間を創造することを検討している。

河川管理者は、この取組みに対し、船着き場、側帯等の河川管理施設を整備するほか、河川敷地占用許可準則22条に基づく、都市・地域再生等利用区域の指定等の支援を実施していく。

2. ハード施策の内容

国土交通省 : 船着場、裏のり面の盛土(側帯)、芝生化 等

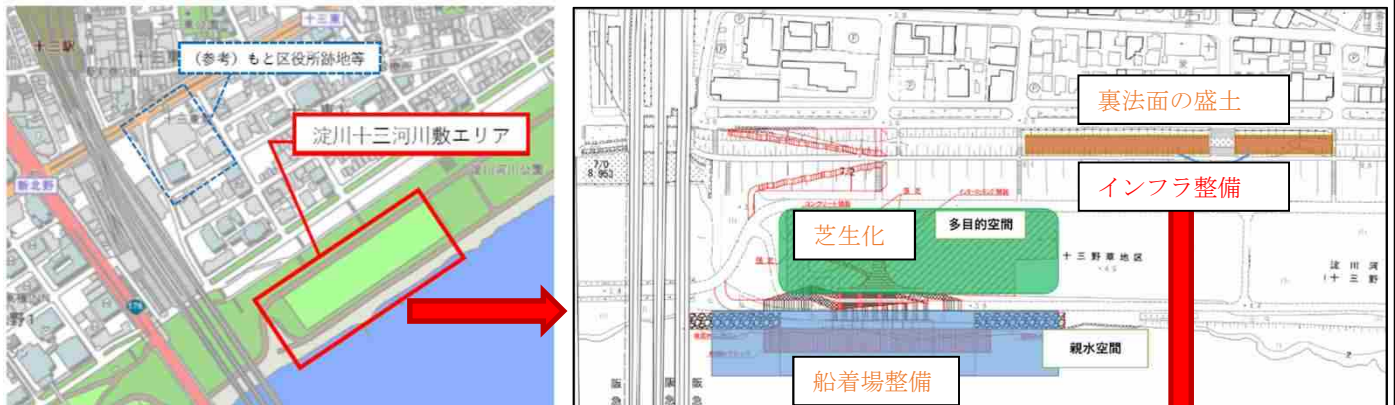
民間企業等 : インフラ整備、事業用施設の設置

3. ソフト施策の内容

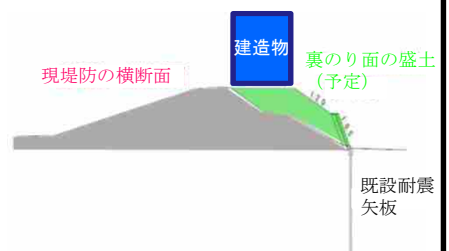
国土交通省 : 都市・地域再生等利用区域の指定

市 : 民間企業等との調整

対象エリア位置図



裏のり面整備イメージ



※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合がある。

ますだしたかつがわ ますだし
「益田市高津川かわまちづくり」(島根県益田市)

別紙③-6

対象河川：一級河川 高津川水系高津川、匹見川【国管理河川】

位置図



市町村名：島根県益田市

推進主体：益田市、益田市高津川かわまちづくり利活用推進協議会(仮称)

1. 概要

益田市では、「益田市自転車活用推進計画」に基づき、自転車を活用した健康でこころ豊かなライフスタイルへの転換が推進されています。また、地域住民が主体となり、地域の伝統行事である流鏝馬神事やいかだ流し、カヌー・カヤックなど、高津川の豊かな自然環境を活かした各種イベントが年間を通じて開催されるなど、地域の賑わいづくりに取り組んでいます。

このような取組を充実させるため、本計画では、「自転車における健康増進」と「拠点における賑わい創出」を目標に掲げ、高津川を周遊できる新たなサイクリングコースの整備、マルシェや水辺キャンプなどの新たな取り組みを可能とする拠点整備を行い、地域活性化を図ります。

国土交通省では、この取組に対し、必要な河川管理施設の整備のほか、河川空間において営利活動を実施する場合には、河川占用敷地許可準則第22条に基づく、都市・地域再生等利用区域指定等の支援を実施していきます。

2. ハード施策の内容

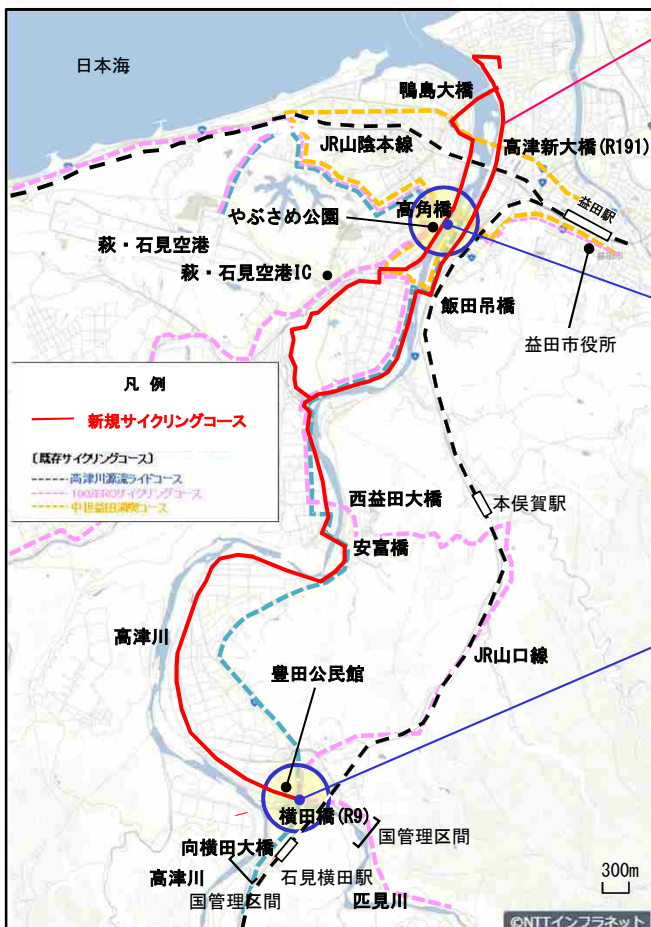
国土交通省：河川管理用通路、親水護岸、階段護岸 等

益田市：案内看板、サイクルスタンド、トイレ改修 等

3. ソフト施策の内容

国土交通省：都市・地域再生等利用区域の指定 等

益田市：サイクリングマップ作成 等



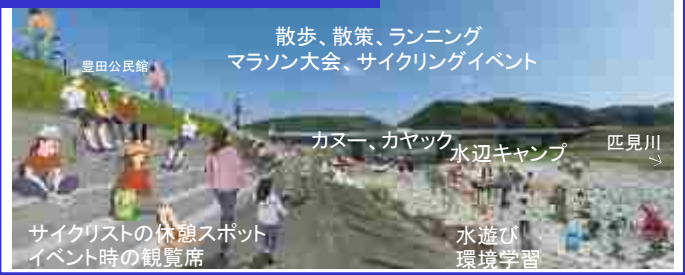
河川管理用通路(サイクリングコース)整備【中島地区】



拠点整備(やぶさめ公園付近)【高津地区】



拠点整備(豊田公民館付近)【横田地区】



※今後、工事实施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

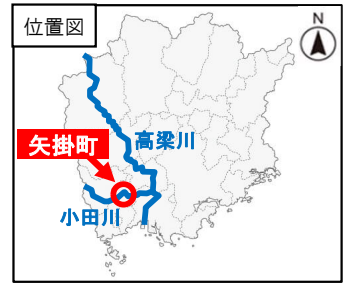
やかげちょう おだがわ あらしやま やかげちょう
「矢掛町小田川(嵐山)かわまちづくり」(岡山県矢掛町)

別紙③-7

対象河川：一級河川 ^{たかはしがわ} 高粱川水系 ^{おだがわ} 小田川 【(県管理河川)】

市町村名：岡山県 ^{やかげちょう} 矢掛町

推進主体：^{やかげちょう} 矢掛町



1. 概要

矢掛町では、令和2年12月重要伝統的建造物群の選定、令和3年3月道の駅「山陽道やかげ宿」開業、旧山陽道の無電柱化など歴史的な町並みを活かしたまちづくりや観光振興に取り組んでいます。この取組を充実させるため、本計画では、歴史的町並みに隣接する小田川の水辺について、オートキャンプ場やビオトープ、親水広場、水上アクティビティなど水辺の整備・利用に係る取り組みを実施し、地域の魅力の向上や観光振興の促進を図ります。

岡山県では、この取組に対し、必要な河川管理施設の整備のほか、河川敷地占用許可準則16条に基づく包括占用区域の決定、あるいは、河川空間において営利活動を実施する場合には準則22条に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等の支援を実施していきます。

2. ハード施策の内容

岡山県：高水敷整正、親水護岸、緩傾斜護岸、親水施設工 等

矢掛町：オートキャンプ場、ビオトープ、親水広場、嵐山公園の再整備、サイクリングコース、案内看板 等

3. ソフト施策の内容

岡山県：包括占用区域、都市・地域再生等利用区域の指定 等 矢掛町：イベント開催、パンフレット作成 等

民間事業者、地域住民：オートキャンプ場運営、水上アクティビティ運営、ホテルの生育活動 等



※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施 することにより、実施内容を変更する場合があります。

おおいたがわりゅういき
「大分川下流域かわまちづくり」 (大分県大分市)

おおいたけんおおいたし

対象河川：一級河川 ^{おおいたがわ} 大分川水系大分川 ^{おおいたがわ} 【国管理河川】
 市町村名：^{おおいたけんおおいたし} 大分県大分市
 推進主体：^{おおいたし} 大分市



1. 概要

大分市の中心部に位置する大分川下流域は、ウォーキングやサイクリング、高水敷や水面を利用したスポーツ、各種イベント等に利用され、都市部における市民の憩いの空間となっています。また、大分市では、「大分市総合計画」において「幼少期からスポーツを楽しむ環境づくり」「多くの市民が多様なスポーツに参加できる取組」を推進することとしており、生涯スポーツの推進と競技スポーツの振興に努め、スポーツを通じた地域の活性化に取り組んでいます。

この取り組みを充実させるため、本計画では、カヌーやセーリング等の水上スポーツ、サッカーや野球等の陸上スポーツ、キャンプ等のアウトドアに人々が親しみ憩う場として親水性に配慮した水辺拠点の整備等を行うとともに、沿川の歴史的観光資源と連携したイベント等により、地域の魅力向上、地域活性化、観光振興などを図ります。

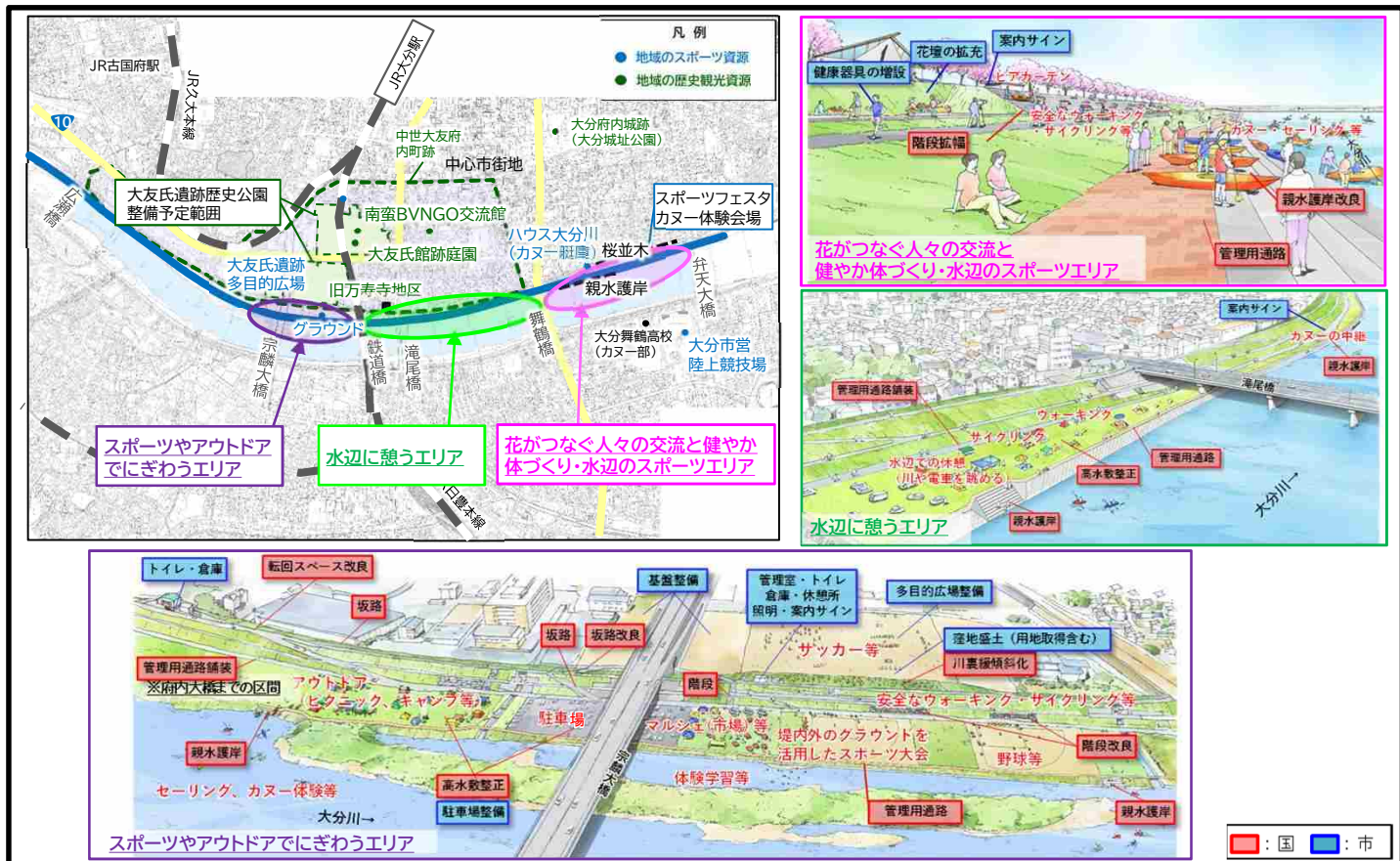
国土交通省では、この取組に対し、必要な河川管理施設の整備のほか、河川空間において営利活動を実施する場合には、河川占用敷地許可準則22に基づく、都市・地域再生等利用区域の指定等の支援を実施していきます。

2. ハード施策の内容

国土交通省：親水護岸、高水敷整正、管理用通路 等 大分市：多目的広場整備、管理室、トイレ、案内看板 等

3. ソフト施策の内容

国土交通省：都市・地域再生等利用区域の指定 等 大分市：各種イベントの支援 等



※今後、工事实施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す。(令和4年8月時点:252地区)

ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等による民間事業者等のオープンカフェ等への河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例



遊歩道の民間活用
(道頓堀川/大阪市)



オープンカフェの設置
(京橋川/広島市)

先進的な取組の情報提供



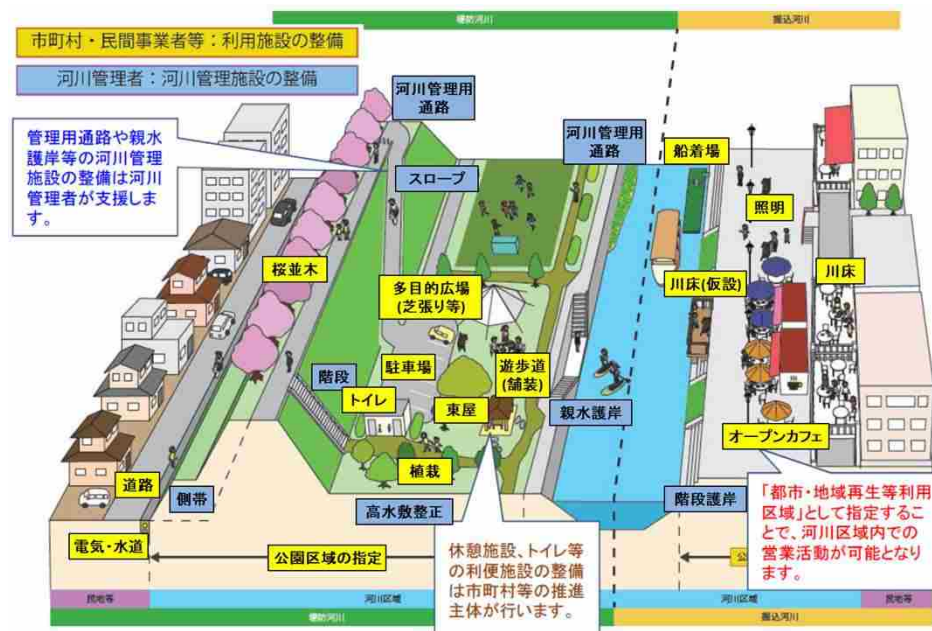
民間事業者の参加
(信濃川/新潟市)



賑わい拠点の整備
(木曾川/美濃加茂市)

ハード施策による支援

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。
(市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備)



河川管理用通路の利用
(最上川/長野市)



親水護岸の利用
(新町川/徳島市)